

小学校統合等に関する答申

教育委員会では、本紙9月号でお知らせしたとおり、昨年7月に「歌志内市小学校適正配置検討会議（宮崎公英会長以下9名）」を設置し、小学校の統合などについて諮問をしていました。

同検討会議では、これまで10回にわたる検討会議と、両小学校での保護者説明会や全保護者への意見集約を実施しながら検討を進めてきました。昨年12月25日、同検討会議から教育委員会へ検討結果が答申されましたので、その内容をお知らせします。



△教育委員会に対し答申書を提出する宮崎会長（一番左）

答申の内容

1 小学校の統合

現在、本市の2校の小学校は、児童数が10人を切る学級が発生しており、今後児童数の推移によっては、複式学級となることも予想される。

複式学級が発生した場合、教育効果に支障をきたすことが予想されるため、歌志内・西の両小学校を統合して1校としたい。また、児童の通学時の安全・安心を確保するため、スクールバスを導入したい。

なお、平成21年度を統合目標年度とし、使用校舎については6項目の広い視点で検討し総合的に判断した結果、市内全体の公立学校のバランスや、子どもたちが一日の大半を過ごす施設の安全を確保す

るうえで、新耐震基準を満たしていることが最重要との理由から、歌志内小学校を使用校舎として統合をすすめるべきである。

引き続き、統合に関わる具体的方策について検討を続けることと思われるが、次の項目について特に配慮されたい。

① 統合による、校名や教育目標などを含めた必要事項については、関係者と十分協議のうえ慎重を期して決定されたい。

② 児童の通学手段は、安全等に関し十分検討されたい。

③ 保護者からの統合先校舎等の環境改善要望には、可能な限り整備する努力をしていただきたい。

2 教育関連施設の適正配置

児童館、児童センター、学童保育については、国の「放課後子どもプラン」の推進や市の財政状況から配置・運営方法を一元化し、効率的・総合的な放課後対策事業とすることが必要と考える。また、子どもたちの安全で健やかな居場所の確保などの充実を図りながら、統合先校舎の余裕教室などを積極的に活用することが望ましい。



今後の対応

教育委員会では、この答申を市民の代表による意見として十分に尊重し、答申内容の検討・判断を進め、設置者である市とも協議しながら最終決定を行い、議会に諮っていきます。

使用校舎の検討6項目

- ▽地域を考慮した検討
- ▽教育文化面を考慮した検討
- ▽教育環境の検討
- ▽通学手段を考慮した検討
- ▽子どもたちの教育的視点を重視した検討
- ▽旧歌志内高等学校の活用

所得税の確定申告が始まります

▼申告と納付は2月18日☉から3月17日☉まで

※月曜日は午後7時まで受付時間を延長します（市役所のみ）

所得税の確定申告の時期となりました。期限間近になると窓口が混雑しますので、早めに申告を済ませましょう。

なお、申告書に記入していただいた文字や数字はコンピュータが直接読み取りますので、ていねいに記入されますようお願いいたします。

申告会場・受付時間

▼滝川税務署 午前8時30分から午後5時まで

▼市役所別館2階会議室 午前8時30分から午後5時30分まで（月曜日は午後7時まで）

※事業所得の申告は税務署のみ

確定申告が必要な方

▼給与所得者

▽2か所以上から給与の支払いを受けている方

▽給与以外の所得が20万円を超える方

▼給与所得者以外

▽営業や年金などの所得の合計額が、基礎控除など各種控除の合計額を超える方

問い合わせ

滝川税務署（☎222-2191）、市役所税務グループ（☎423214）、歌志内商工会議所（☎4222495）

税関係の証明書が必要な方は申告が必要です

年末調整で税金が精算されている場合を除き、確定申告をしていない方には、各種届け出の際に必要な所得証明書などの税関係証明書が発行できない場合があります。支障をきたさないために、必ず申告を済まされるようお願いいたします。

確定申告が必要ない方も収入申告を忘れずに

年末調整や確定申告を必要としなくても、次に該当する方は、収入の有無にかかわらず申告が必要です。

確定申告と同じ期間に市役所で受け付けますので、忘れずに申告してください。

こんな時にも確定申告を

※サラリーマンの方は、会社から給与や賞与を支給される際に所得税を源泉徴収されており、年末調整で税が精算されていれば確定申告は不要です。

確定申告をする必要のない方でも、次のような場合には所得税が還付されることがあります。

▽多額の医療費を支払ったとき
▽年末調整で各種控除が漏れていたとき

申告に必要なもの

▽印鑑
▽税務署から送られた確定申告書

▽国民健康保険や介護保険などの社会保険料控除については、領収書など支払い額のわかるもの

▽国民年金の保険料については、社会保険庁から送られた控除証明書と支払ったことを証する領収証書

▽生命保険料、損害保険料については、生命保険会社等から送られた控除証明書

※平成19年分から地震保険料が控除対象となります

▽医療費控除を受ける方は、医療費の領収書、高額療養費などの補てん金額がわかるもの

▽生命保険の満期等で保険金を受け取った場合はその明細書
▽給与や年金の源泉徴収票

■国民健康保険税の算定に必要です。収入申告を忘れると、軽減等の優遇制度が受けられない場合があります。

■65歳以上の方
介護保険料を算定するために必要です。一定の基準を満たすと、低い料率で保険料を算定することができます。



所得税から住宅借入金等特別控除額を引ききれなかった方は申告を

平成11年から18年までに入居した方が年末調整や確定申告をした結果、住宅借入金控除額が所得税から引ききれなかった場合には、翌年度の住民税から控除されます。

市町村または税務署への申告が必要ですので、該当する方はご相談ください。ただし、所得税の額が0円の場合は対象となりません。

上下水道福祉料金の手続き

本紙1月号でお知らせしたとおり、中空知広域水道企業団では本年4月1日の水道料金改定にあわせて福祉水道料金を廃止しますが、本市では独自の福祉サービスとして対象世帯案件を次のように変更したうえで上下水道福祉料金を継続します。

対象となる世帯の方は、改めて申請を行っていただく必要がありますので、2月末日までに土木下水道グループで手続きを行ってください。〈土木下水道グループ ☎ 4232223〉

■対象世帯条件

- (1)生活保護世帯 生活保護法による生活保護世帯
- (2)母子世帯 母子及び寡婦福祉法による母子家庭のうち、次のいずれかに該当する子を扶養し、母親の収入で生計を維持する母子世帯で、当該年度分市民税非課税世帯
- (ア)満20歳未満の子
- (イ)身体障害者福祉法による1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けている子
- (ウ)療育手帳の交付を受けている子で、その判定がAの子
- (エ)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている子
- (3)70歳以上の老人世帯 70歳以上

上の老人単身世帯、夫婦のいずれかが70歳以上の世帯または70歳以上の方が、同居する親族を扶養している世帯で、

当該年度分市民税非課税世帯障害者福祉法による1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けている方の収入で生計を維持している世帯で、当該年度分市民税非課税世帯

■必要なもの

印鑑のほか、(2)の母子世帯の方で(イ)(ウ)(エ)に該当する場合はその証明となるもののコピー、(4)の重度身体障がい者世帯の方は身体障害者手帳のコピー。



上下水道料金表(4月1日より適用)

用途	区分	基本料金		超過料金	
		7m ³	1,420円	1m ³ 超過につき	230円
家事用料金	上水	7m ³	1,420円	1m ³ 超過につき	230円
	下水	8m ³	1,820円		230円
福祉用料金	上水	7m ³	1,080円	1m ³ 超過につき	230円
	下水	8m ³	1,130円		230円

高齢者世帯等に暖房用

灯油代の一部を助成

本紙1月号でお知らせしたとおり、灯油価格が高騰しているため、高齢者世帯等に灯油代の助成券を配付しています。

3月31日まで随時受け付けていますので、福祉事業グループ窓口で申請手続きを行ってください。

〈福祉事業グループ ☎ 4233217〉

▼助成対象世帯

平成20年1月1日現在、市内に住所があり、次のいずれかに該当する市民税非課税の在宅世帯が対象となります。

ただし、生活保護世帯及び申請日現在、市内に住所がない世帯は除きます。

○世帯員全員が65歳以上の世帯(二人世帯含む)

○世帯主の方が身体障害者手帳の1級または2級に該当する世帯

○母子・父子世帯

○寡婦(夫)世帯

▼必要なもの

▽申請者の印鑑

▽全助成対象世帯共通く世帯全員の方がわかる書類(健康保険証など)

▽身体障がい者世帯く身体障害者手帳

者手帳

▽寡婦(夫)世帯く民生委員・児童委員の証明書(民生委員から受領し、提出願います)

▽申請者が同居親族以外の場合く委任状(様式は任意ですが、窓口にも用意しています)

▽世帯内に平成19年1月2日以降本市へ転入した方がいる場合く平成19年1月1日現在に居住していた市町村が発行する非課税証明書

▼助成方法

申請日から平成20年3月31日まで有効の助成券を、助成対象世帯1世帯あたり4,000円分交付します。

